

エコ・グリーンツーリズム および自然学校の活動が 種々の法規制の壁に直面している

NPO法人日本エコツーリズムセンター
広瀬 敏通

ある日のエコツアー

バス路線も廃止された中山間地。

ツアーに参加する私は指定された鉄道駅に集合し、5~6人の参加者と合流した。

エコツアーガイドの運転するワゴン車に乗り込み、
駅から1時間ほどの森に到着。美しい森の精気に触れて
獣の足跡を追ったり、野鳥の観察を楽しんだ。

再び車に乗り込み、森を出てすぐの蕎麦屋で蕎麦打ち体験してから遅めの昼食になった。

ガイドが清算して、再び出発。

続いて山に入り、軽い巨木トレッキング。

キノコを採取しながら車に戻り、今日の宿となる田舎家に着く。

茅葺の家では家主が囲炉裏端でご馳走を用意しており、
庭先の畑で採れたての野菜を鍋にしてくれた。

腹がふくれたところで秘蔵のどぶろくをご馳走になり、

家人と共用になっている薪で沸かした五右衛門風呂に入らせてもらった。

昼の疲れもあって床に入ると、虫の音を聞きながら遠い故郷の記憶を思い出した。

翌朝はゆっくりと集落を散策して、マイ箸づくりを楽しんだ後、

村の人が作った蔓細工をおみやげに

ふたたび鉄道駅に送ってもらい、ガイドに別れを告げた。

とても充実した休日だった。

日本の平均的な中山間地での
こんなエコツアーが違法？！

自然学校やエコツアーなどが 直面する法律の壁

• 行政の縄張りの壁

グリーンツーリズム・ブルーツーリズム
フォレストツーリズム・アグリツーリズム
ヘルスツーリズム・ニューツーリズム
名は違っても地域の受け手は同じ人...

• 法規制の壁

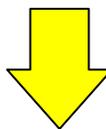
道路運送法／Door to doorのサービスがエコツアー
食品衛生法／もぎたて新鮮野菜などのご馳走
酒税法／農家手作りのどぶろくで歓待される
消防法／伝統家屋での印象的な宿泊体験
農地法／都市住民、定年帰農者、1ターンに農地を
旅行業法／ガイド、宿、食事の斡旋を都市と農山村を
つなぐNPOに
労働基準法／サラリーマンとは異なる就労形態

諸外国では当たり前前のツアーの楽しみが...。
変わりゆく潮流に制度がフィットしていない

法規制の壁

道路運送法

許可を受けた業者以外は、有償での旅客輸送ができない

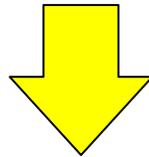


- 自家用ワゴン車でツアーを実施することはできない
- 自家用車による旅客の無料送迎は最短距離に限定される(ex.最寄駅と目的地間)
- 送迎無料と謳ってもツアー費総額に含まれている

法規制の壁

食品衛生法

必要な施設・設備を整え、営業許可を受けた業者以外は、食品を有償で調理・提供することができない

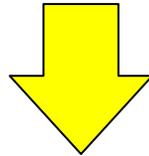


民宿専業ではない農家での、故郷の実家のような過ごし方では、庭先で、採れたての食材を使って調理するのが当たり前・・・だが現行法では、それをプログラムには出来ない。

法規制の壁

酒税法

酒造免許を持たない者が作ったどぶろくは
自家用であっても作ることが出来ない。
「自家用どぶろく」を造って来客をもてなすこ
とは出来ない。

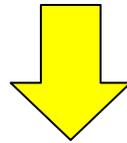


昔から農山村で漬物同様に自家製造されてきたどぶろくは、明治以降、酒税の徴収を確保するために自家用でも禁止された。しかし、現在でも農山村では自家用に少量作る農家が後を絶たない。旅行者にとっては自家用どぶろくでもてなされることは喜びと驚きだが違法となる。

法規制の壁

消防法

- 伝統家屋、茅葺の家で囲炉裏端で飲み、くつろぎ、泊めてもらう体験は、消防法により、家屋の不燃構造改築や、避難口の設置が必要。

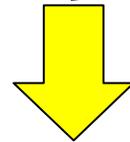


- 伝統家屋を不燃材などで改築することで伝統性が消滅していく
- 民宿専業ではない農家では改築費用を工面できない

法規制の壁

農地法

- 農地の取得には、市町村農業委員会または都道府県知事の許可が必要（許可要件は厳しい）
- かつ、新規に農地を取得する場合、最低10a以上の面積が必要



- 庭先農業をしながら田舎で暮らしたい、という人にとってはハードルが高い
- 遊休農地を活用した滞在型市民農園では農機具施設以外は建てられない
- 農地を使った種々の体験交流事業も制約がある

法規制の壁

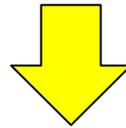
旅行業法

08年度国会提出

『地域観光圏整備法案』

ホテル旅館業者は旅行業登録なしで旅行商品販売が可

登録された旅行業者以外は、ツアーにかかる
運送・飲食・宿泊の手配を行うことができない

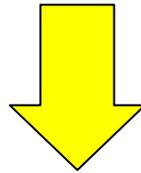


- 地域でエコツーリズムを推進するNPO法人等の活動が制限される(車両による移動や宿泊を伴うツアーをリーズナブルに自力で実施することができない)
- 改正旅行業法でも零細なエコツアー事業者には高いハードル(着地型に沿う第3種でも300万円供託が必要)

法規制の壁

労働基準法

一日8時間、一週間に40時間を超えて労働させてはならない



- ・自然学校のプログラムや、長期にわたるツアーなどでは早朝から深夜までの活動もあり、サラリーマンとは異なる就労形態となる
- ・自然学校・エコツアー業界は一般企業と異なり、収益率が低いうえ、賃金による労使関係よりも働き甲斐、生き甲斐による組織経済で成り立つ